

【台湾での新型コロナウイルス感染状況】

台湾では、先月に引き続き、全土の一日の感染者数がほぼ0の状態が続いており、5月以前の日常が回復しつつあります。また、現時点では11月15日までこの第二級措置が続く予定ですが、これまで同様それ以降もこの措置は継続される見通しです。

また、海外からの台湾渡航の原則禁止・ビザ発給停止措置は今後も継続され、現時点では再開のめどがたっていません。

【台湾への入境制限】

2021年5月19日から原則としてすべてのビザの発給を停止しており、第二級警戒態勢に下げられた7月27日以降もこの措置は継続されています。そのため居留証を持たない外国人の一時的な出張、長期滞在を前提とした駐在とともに、現在日本から台湾に渡航することはできません。また再開のめども立っていません。

ただし、台湾政府が重要と認める大型取引で、かつ代替不可能な場合などには特別許可によりビザ発行・台湾渡航が認められているケースもありますが、非常に特殊なケースに限られるため、一般的なビジネスにおいては引き続き渡航ができない状況が続くと予想されます。

【ノービザ滞在の再延長措置について】

10月12日内政部移民署は2020年3月21日以前に台湾に合法的に入境し、滞在期間が180日を超える場合は、30日間の滞在期間延長（16回目）を発表しました。延長には特段の手続きは不要であり、自動で延長されます。これにより既に台湾にいながら本来の滞在期間が過ぎてしまっていた外国人は、引き続き台湾滞在が可能です。ノービザ延長措置で滞在している日本人は自身がいつまで滞在可能か再度確認することをお勧めします。

【2022年最低賃金の引上げについて】

台湾労働部は10月8日、2022年1月1日から最低賃金を月給24,000台湾ドルから25,250台湾ドルに引き上げることを決定した。また時給も160台湾ドルから168台湾ドルに引き上げられ、いずれも約5%超の上げ幅となります。

・感染者・死亡者速報通知(2021年10月28日付)





【個人所得税の非課税枠の引き上げについて】

台湾財政部は 10 月 19 日、個人所得税の計算において、非課税とされる一人当たりの基本生活費を現状の 182,000 台湾ドルから 192,000 台湾ドルに引き上げることを発表しました。来年 5 月に実施する 2021 年度の所得税申告から適用となり、実質的な減税措置となります。

フェアコンサルティング台湾
(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區民生東路 3 段 128 號 7 樓之 1 保富金融大樓
電話 : +886-2-2717-0318
担当 : 坂下 (SAKASHITA)
yu.sakashita@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。